

1. 全般に関すること .....	2
Q1-1 補助金の実施期間はいつまでですか? .....	2
Q1-2 「三世代同居」、「三世代近居」とはどのような意味ですか? .....	2
Q1-3 三世代同居のケースはいくつありますか? .....	3
Q1-4 三世代近居のケースはいくつありますか? .....	4
Q1-5 近居の範囲はありますか? .....	5

## 1. 全般に関すること

Q1-1 補助金の実施期間はいつまでですか？

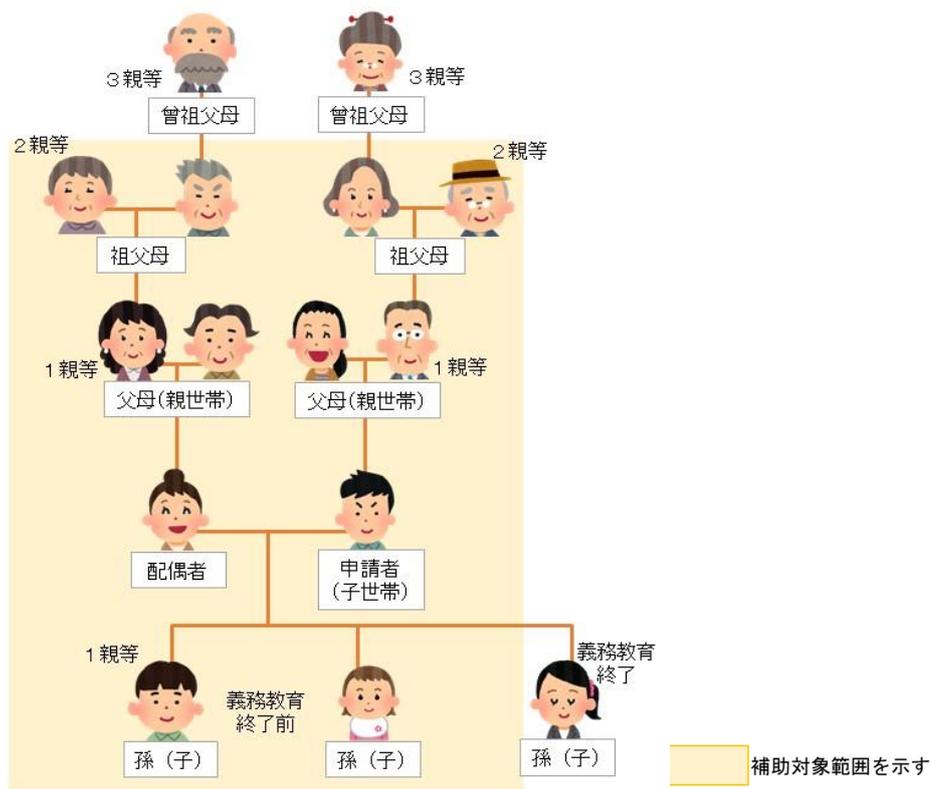
A1-1 受付期間は令和6年4月1日から令和7年3月31日（閉庁日を除く）です。

三世代で同居又は近居を開始した日（補助対象住宅の住所地に住民票を異動された日）の年度内までに申請をしてください。

Q1-2 「三世代同居」、「三世代近居」とはどのような意味ですか？

A1-2 「三世代同居」とは、義務教育終了前の子を有する【子世帯】及び子の父母又は祖父母（どちらか一方の場合も含まれます。）が同一の住宅又は同一の敷地内（離れ）に居住することです。

「三世代近居」とは、子世帯と父母又は祖父母が市内に居住することです。



Q1-3 三世同居のケースはいくつありますか？

A1-3 ケース1：親世帯と子世帯が1棟の住宅（マンションの場合は1住戸）で居住する場合

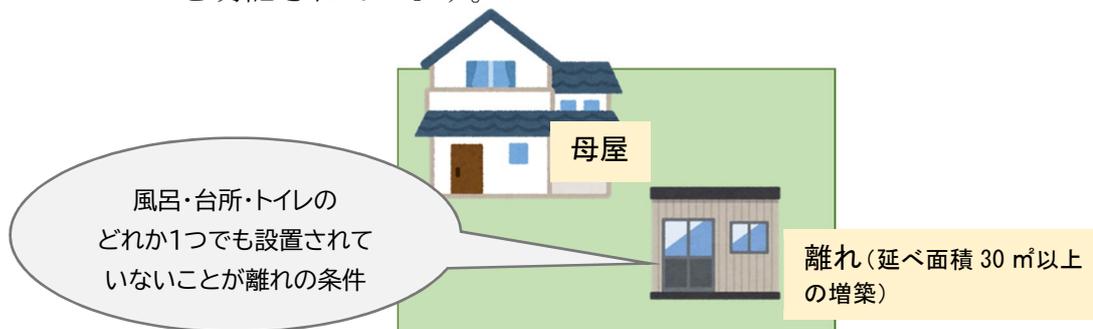


ケース2：同一敷地内に母屋と離れがあり、親世帯と子世帯がそれぞれで住む場合

離れのうちキッチン・浴室・トイレのどれかが1つでも**設置されていない場合**※（離れのみで生活が成立しない）は同居とみなします。

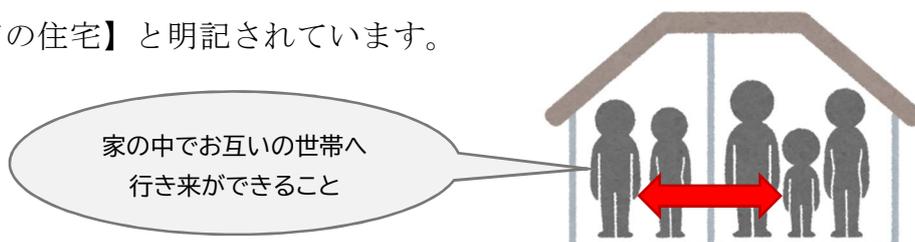
各々の住宅でキッチン、浴室、トイレが設置されている場合は、別々の住宅とみなし三世代近居となりますので注意してください。

※申請書に添付していただく「確認済証」、「検査済証」には【増築】と明記されています。



ケース3：住戸内で親世帯と子世帯が行き来できる二世帯住宅で居住する場合

※申請書に添付していただく「確認済証」、「検査済証」には【一戸建ての住宅】と明記されています。



Q1-4 三世代同居のケースはいくつありますか？

A1-4 ケース 1：市内でそれぞれの一戸建ての住宅又は  
マンションの住戸で居住する場合



ケース 2：一戸建ての住宅が隣同士で建っており、敷地が別の場合  
それぞれの敷地で生活が成立する場合は近居として取り扱います。  
※申請書に添付していただく「検査済証」には【新築】と明記され  
ています。



ケース 3：1棟のマンションに各々住戸を購入し、  
居住する場合



ケース 4：住戸内で親世帯と子世帯が行き来できない二世帯住宅で居住する  
場合

ケース 3と同様の理由で近居として取り扱います。  
※申請書に添付していただく「検査済証」には【長屋】と明記され  
ています。



Q1-5 近居の範囲はありますか？

A1-5 市内全域です。